

## がん登録事業の委託先の変更について

### 1 全国がん登録の概要

- ・ 全国がん登録は「がん登録等の推進に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき、日本でがんと診断されたすべての人のがん情報を国で1つにまとめて集計・分析・管理する仕組みで、平成28年1月から開始した。
- ・ 収集する情報は、氏名、性別、生年月日、住所、がんの種類、進行度、治療の内容等の26項目で、集められたデータは、がんの予防や治療など、国や都道府県のがん対策に活かされる。また、がんに係る調査研究やがん対策の企画立案等のために必要な調査研究を行う者に対する情報提供が可能。

### 2 がん登録事業の実施に係る本県の状況

- ・ 現在、本県では、国立大学法人宮崎大学に委託して、宮崎大学医学部附属病院内に「宮崎県がん登録室」を設置し、平成25年から平成27年まで地域がん登録、平成28年から全国がん登録を実施している。
- ・ 諸般の事情により宮崎大学が令和4年10月31日をもってがん登録事業の受託を終了することとなったことから、令和4年11月1日より、公益財団法人宮崎県健康づくり協会へ事業の委託を行うこととしたい。

### 3 審議会に諮問する趣旨

- ・ 法第24条第1項では、がん情報の登録に係る知事の権限及び事務の委任を行う場合、委任の相手方を「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」として指定することとなっている。
- ・ その指定に当たっては、審議会の意見を聴くこととなっていることから、「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」の指定について、本審議会に諮問するものである。

### 4 指定機関及び指定の内容について

#### (1) 指定機関

名 称：公益財団法人宮崎県健康づくり協会  
所在地：宮崎市霧島1丁目1番地2（県総合保健センター内）  
設立目的：県民に対してより優良でかつ総合的な保健サービスの提供を行い、また、県民が等しく保健サービスを受けられる体制の確保を図り、市町村等が実施する保健事業を幅広く支援する。  
代表者：理事長 楠元 志都生

(2) 権限及び事務の委任の内容

法第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る権限及び事務を委任する。

○ 第 1 号関係

第 6 条第 1 項	病院等からの届出を受けること。
第 8 条	病院等から届出がされた情報の審査、整理及び厚生労働大臣への提出に関すること。審査及び整理のために、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用すること。
第 10 条第 2 項	厚生労働大臣の通知を受けて、厚生労働大臣による都道府県整理情報の審査及び通知のための調査を行い、その結果を提出すること。
第 13 条第 2 項	厚生労働大臣の通知を受けて、全国がん登録情報等と死亡者情報票との照合のための調査を行い、その結果を提出すること。
第 16 条	市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めること。

○ 第 2 号関係

第 18 条第 1 項 (※)	当該都道府県が設立した地方独立行政法人等に、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を提供すること。
第 19 条第 1 項 (※)	市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人等からの求めを受け、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち、当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報を提供すること。
第 20 条	病院等から提供の請求を受けたときに、全国がん登録データベースを用いて、当該病院等から届出がされたがんに係る生存確認情報及び附属情報を提供すること。
第 21 条第 8 項 及び第 9 項 (※)	がんに係る調査研究を行う者からの求めを受け、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報、これに係る匿名化及び当該匿名化を行った情報を提供すること。

※ 提供の決定を除く。

5 「公益財団法人宮崎県健康づくり協会」を指定する理由

がん登録事業を行う者としての指定の要件は、「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」（法第 24 条第 1 項）「がん医療等について科学的知見を有する者」（施行令第 8 条第 1 項）となっているが、宮崎県健康づくり協会は、県民が

より優良で総合的な保健サービスを受けられる体制の確保とサービスの提供等、県民の健康増進にとって重要な業務を行っており、毎年、地域や職域、学校において、各種がん検診等を実施している。令和3年度のがん検診実績は、延べ約13万人であり、がん医療等に係る十分な実績と科学的知見を有している。

また、事業実施にあたっては、施錠可能ながん登録業務専用の部屋を用いる予定であり、個人情報の厳格な管理が可能である。

以上のことから、「知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者」として適切と考える。